

第2次宜野湾市男女共同参画計画 ～はごろもぷらん～（改定版）

平成21年5月

宜野湾市

序章 計画策定の背景

国連の動き

国連は昭和 50(1975)年を「国際婦人年」と定め、メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」では、平等・発展・平和を目標とした「世界行動計画」が採択され、世界的な規模で男女平等の実現をめざす取組みが始まりました。

同年開催された、第 30 回国連総会では、昭和 51(1976)年から昭和 60(1985)年までを「国連婦人の 10 年」とすることを宣言し、昭和 54(1979)年には、固定的な性別役割分担の変革を基本理念とした「女子差別撤廃条約」が採択されました。

昭和 60(1985)年、国際婦人 10 年最終年には、「ナイロビ世界会議」が開催され、「国連婦人の 10 年」の成果を検討、評価するとともに「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成 7(1995)年には、世界から多数の NGO も参加して「第 4 回世界女性会議」が北京で開催され、平成 12(2000)年までの優先事項として 12 の重大問題領域に沿った女性のエンパワーメントのための課題を盛り込んだ「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

平成 12(2000)年には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「北京行動綱領」の実施状況の確認や課題を検討するとともに、さらなる行動を求める「政治宣言及び成果文書」が採択されました。

平成 17(2005)年、第 49 回国連婦人の地位向上委員会（通称「北京+10」）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価等が行われ、これら成果文書の完全実施に向けた一層の取組みを国際社会に求める宣言等が採択されました。

日本の動き

わが国では、日本国憲法で男女平等が基本的人権として規定され、その後「国際婦人年」を契機に昭和 50(1975)年、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部が設置されました。

さらに「世界行動計画」を受けて、昭和 52(1977)年、女性の地位向上に関する初めての総合的な計画である「国内行動計画」が策定されました。

昭和 56(1981)年「女子差別撤廃条約」の批准に向けて国内法制等、諸条件の整備を行うことを重点課題とした「国内行動計画後期重点目標」が策定され、昭和 59(1984)年には、「国籍法」・「戸籍法」等の改正、昭和 60(1985)年には、「男女雇用機会均等法」が制定され、同条約が批准されました。

平成 6(1994)年には、総理府に「男女共同参画審議会」及び「男女共同参画室」が設置されるとともに「婦人問題企画推進本部」が「男女共同参画推進本部」に改組され、構成員は、事務次官から閣僚に格上げされました。

平成 8(1996)年には、北京で開催された「第 4 回世界女性会議」で採択された行動綱領を踏まえて「男女共同参画 2000 プラン」が策定されました。

平成 11(1999)年、男女共同参画社会の実現に向けて、法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」

が公布、施行されました。

平成 12(2000)年には、わが国初の法定計画となる「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その間、平成 7(1995)年には、「育児・介護休業法」が成立し、さらに、平成 13(2001)年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆる DV 防止法が施行されました。

平成 13(2001)年、中央省庁等の再編等により総理府の「男女共同参画室」が内閣府の「男女共同参画局」に昇格し、同時に「男女共同参画審議会」を発展的に継承するものとして「男女共同参画会議」が設置されました。

平成 15(2003)年、男女共同参画推進本部は女性のチャレンジ支援策の推進について決定を行い、この決定を受けて社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が平成 32(2020)年までに少なくとも 30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定がなされました。

平成 17(2005)年、男女共同参画基本計画の改定が行われました。計画では 12 の重点分野を掲げ、「施策の基本的方向」において平成 32(2020)年まで見通した長期的な政策の方向性を定め、「具体的施策」において平成 22(2010)年度末までに実施する具体的施策を定めています。

平成 16(2004)年と平成 19(2007)年には、DV 防止法の改正が行われ、保護命令制度が拡充されるとともに、市町村において基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにすることが努力義務として明記されました。

平成 18(2006)年、「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、男女双方に対する性差別禁止の範囲拡大、間接差別の禁止、妊娠等を理由とする不利益取扱いの規制の強化、セクシュアル・ハラスメントに対する事業主の雇用管理の強化等が定められました。

沖縄県の動き

沖縄県では、昭和 50(1975)年の国際婦人年とそれに続く「国際婦人の 10 年」を契機とする国際的な動きや国内の取組みに基づき、昭和 51(1976)年商工労働部労政課に婦人担当の専任職員が配置され、男女共同参画に関する初めての組織整備が行われました。

昭和 52(1977)年には、「沖縄県婦人関係行政連絡会議」「沖縄県婦人問題懇話会」が設置されました。

昭和 54(1979)年には、青少年婦人課が設置され、婦人行動計画づくりが始まり婦人行政の窓口となりました。

昭和 59(1984)年には、「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」が策定され、婦人の地位向上と県民の福祉の向上が図られました。

平成 3(1991)年には、全国で 2 番目となる女性副知事が誕生しました。

平成 4(1992)年には、女性行政の総合調整機能を強化するため、知事公室に「女性政策室」が設置され、これまでの「沖縄県婦人関係行政連絡会議」を廃止し、副知事を本部長とする「沖縄県女性行政推進本部」が発足しました。

平成 5(1993)年には、「男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGO プラン 21～」が策定され、あらゆる分野において男女が等しく社会的責任を担い合い、21 世紀の望ましい社会を展望するための指針となりました。また、同年「財団法人おきなわ女性財団」が設立されました。

平成 8(1996)年には、男女共同参画社会の実現、女性の社会活動拠点として「沖縄県女性総合セ

ンター“ているる”が開館しました。

平成 10(1998)年には、国内外における女性を取り巻く社会情勢が大きく変化していることから「男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGO プラン 21～」が改定されました。

平成 14(2002)年には、「男女共同参画社会基本法」をうけて「沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン 21～」が新たに策定されました。

平成 15(2003)年には、県と県民や事業者、市町村が一体となって男女共同参画社会づくりに取り組むことをうたった「沖縄県男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成 18(2006)年 3 月、DV 防止法に基づき「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。計画期間は、平成 18(2006)年度から平成 23(2011)年度までの 6 年間となっています。

平成 18(2006)年 4 月には、沖縄県女性総合センターの名称を「沖縄県男女共同参画センター」に改め、また、センターの管理に指定管理者制度を導入し、財団法人おきなわ女性財団が指定管理者となりました。

平成 19(2007)年 3 月、国の男女共同参画基本計画（第 2 次）が策定されたことを踏まえて、沖縄県男女共同参画計画の改定が行われました。計画期間は平成 19(2007)年度から平成 23(2011)年度までの 5 年間となっています。

宜野湾市の動き

宜野湾市では、平成 2(1990)年に、市政初の女性議員が誕生しました。

平成 4(1992)年の機構改革で、女性行政窓口の充実と女性の地位向上を図るため、女性振興係を新設し、事業として宜野湾市職員を対象にしたアンケート調査、女性学講座、女性フォーラム等を開催しました。

平成 5(1993)年に「女性振興係」から「女性行政係」に名称を改め体制を強化し、女性行政の一層の進展を図りました。同年、「宜野湾市婦人週間」を新設し、「女性のあゆみ展」を開催しました。さらに、ミニ女性フォーラム(ゆんたく広場)を市役所庁舎内に開設し、女性の地位向上と男女平等を進める啓発拠点として女性行政に関わるネットワークづくりを推進しました。6 月には、助役を本部長とする「宜野湾市女性行政推進本部」を発足し、下部組織として「宜野湾市女性行政実務者会議」を置き、女性行政の推進体制を確立しました。7 月には、市民、有識者で構成した「宜野湾市女性会議」を設置し、女性行政について調査、研究を開始しました。

平成 7(1995)年には、宜野湾市女性会議の提言を踏まえ、「21 世紀に翔びたつ新しい女と男の『ねたての都市』」をめぐす宜野湾市行動計画～はごろもぷらん 21～」を策定しました。

平成 8(1996)年に男女共同参画行政に関する施策を具体的に地域で推進していくため「宜野湾市男女共同参画行政地域連絡会」を設置し、市民全体への推進体制を強化しました。

平成 9(1997)年、宜野湾市女性会議から「宜野湾市女性センター基本構想」の提言があり、早期建設実現に向けて期待が持たれました。

平成 13(2001)年には、毎年開催している「女性週間」を「男女共同参画週間」に改め、「男女共同参画社会基本法」の基本理念に関する理解を深めました。さらに、女性が政策決定の場に関心を高め、社会参画を促進することを目標に市と女性団体連絡協議会の共催事業で初の女性模擬議会を開催しました。

平成 14(2002)年の機構改革に伴い、女性行政係を「男女共同参画係」に改めました。

平成 15(2003)年 4 月、男女共同参画と国際交流を推進する拠点施設として「人材育成交流センターめぶき」が開館しました。

平成 16(2004)年には、宜野湾市附属機関設置条例の一部改正により、「宜野湾市女性会議」から「宜野湾市男女共同参画会議」に名称変更しました。

同年、宜野湾市男女共同参画会議の提言を踏まえ、平成 15(2003)年度で計画の推進期間が終了した「21 世紀に^と翔びたつ新しい女と男の『^{ひと}ねたての^{ひと}都市^{まち}』をめざす宜野湾市行動計画～はごろもぷらん 21～」の後継計画として「第 2 次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」を策定しました。

平成 17(2005)年 4 月の機構改革により、男女共同参画係が広報交流課から企画政策課に配置されました。

平成 19(2007)年 4 月には、宜野湾市で初めて部長級（会計管理者）に女性が任命されました。

平成 20(2008)年 5 月、女性の意見を市の政策・方針決定過程に反映させることを目的に「審議会等委員への女性登用促進要綱」を制定しました。（平成 20 年 5 月 1 日施行）

平成 21 年 5 月、「第 2 次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」を見直し、「第 2 次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～（改定版）」を策定しました。